**大和市屋内こども広場　多目的室　利用のながれ**

大和市文化創造拠点　屋内こども広場内　多目的室をご利用の場合は、事前に登録申請を行い、利用者登録決定通知書および利用者カードの取得が必要となります。

下記にそって手続きを行い、登録をしてください。

＊登録は無料です。＊げんきっこ広場・保育室の登録は別用紙です。

＊登録申請書書類は、大和市文化創造拠点ホームページからダウンロードするか、屋内こども広場受付カ

　ウンターでもお配りしています。

お問い合わせ先

やまとみらい　大和市屋内こども広場　ＴＥＬ（046）259-7592

◎申請ができる方

大和市文化創造拠点芸術ホールまたは生涯学習センターをご利用いただく際に保育の場所を必要とされる方

◎登録時に必要な物

（1）大和市文化創造拠点　芸術文化ホール利用申請書または生涯学習センター利用者登録カード

（2）申請者様のご本人確認ができる書類

申請者様の生年月日・住所がわかる証明書をお持ちください。お忘れの場合は登録申請当日に決定通知書が出せない場合がございます。

　（2）ご利用者様全員（お子さまを含む）の氏名がわかる資料

登録時に、お子さまを含むご利用者様全員の氏名（フルネーム）を申請用紙に記入していただきます。

　　　全員の方のお名前がわかる資料をお持ちいただきその場でご記入なさるか、予め大和市文化創造拠点ホームページからダウンロードまたは屋内こども広場受付カウンターに用紙を取りにいらして、ご自宅でご記入の上用紙をご持参なさるかのいずれかでご登録ください。

申請方法

1. 「大和市屋内こども広場利用者登録申請書　多目的室用」（ｐ2）にご記入ください。

利用者欄が足りない時は申請書を複数枚使用してください。その場合、2枚目以降の「申請者・利用者NO.1」も1枚目と同じ方で、申請者氏名・電話番号・団体名・団体連絡先電話番号をご記入ください。

1. 受付スタッフに①申請書を提出します。その際、上記の登録時に必要な物（1）と（2）をご提示ください。
2. ①②が確認・承認されたのち、捺印した「決定通知書」及び「登録者カード」をお渡しします。

＊ご利用当日に申請なさる場合は、手続きに時間がかかります。時間に余裕をもって受付にお越しください。

注意事項

**多目的室**

□ご利用できるのは、大和市文化創造拠点芸術文化ホールまたは生涯学習センターをご利用いただく際に、保育の場所を必要とされる団体です。保育は、ご自身の団体の成人の方で行っていただきます。

□ご利用には予約が必要です。利用希望日の12か月前から前日19時まで予約可能です。

□当日ではお受けできない場合があります。また、当日の利用時間延長もお受けできない場合があります。

□未成年のお子さまのみのご利用はできません。ベビーシッターの派遣が必要な場合は、多目的室利用料のほかに別途派遣料が必要です。申し込み方法・料金など詳細は受付カウンターにお問い合わせの上、1週間前までにお申し込みください。1週間をきっての申し込みの場合、派遣ができない場合があります。

□備品についても事前に確認し、必要なものは予約してください。

□ご利用の際は、申請者様の登録者カードをいつもご持参ください。

□当日は利用開始希望時間の10分前には屋内こども広場カウンターへお越しください。利用申込み・事前清算を行います。登録申請も当日に行うのであれば、開始時間まで相応の余裕をもってご来場ください。

□ご予約時間内に退出ください。予約時間を過ぎた場合は、追加料金をお支払いいただきます。

□退出の前に、室内原状回復の上、受付カウンターへ内線でご連絡ください。

□隣室は保育室です。乳幼児の声などが聞こえる場合もありますがご了承ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｐ1

第１号様式（第２条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号

**大和市屋内こども広場利用者登録申請書**

　**□多目的室用**

施設管理者　様　　　以下の通り申請します　　　　　　　　　　　　　申請日　20　　 年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| ※確認書　類 | A運転免許証　B保険証　Cパスポート　D住基カード　Eマイナンバーカード　F住民票□①（　　　　　）　□②（　　　　　）　□③（　　　　　）　□④（　　　　　）　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※太枠内のみご記入ください

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者　・利用者№1 | ふりがな氏　　名 | 性別 | 居住地 | 生年月日（年齢） |
|  | 1.男2.女 | 1.大和市内2.大和市外 | 西暦　　　　年　　　月　　　日（　　　歳） |
| 　　　　 |
| お住まいの住所 | 〒　　　　―　　　　　　　　　　　　　TEL　（　　　　　　　）　　　　　　－　 |
| 団体情報 | ふりがな |  | 団体連絡先 |
| 団体名 |  | ＴＥＬ |
| ＦＡＸ |
| 団体の住所 | 〒　　　　―　　　　　　　　 |
| 利用者№2 | ふりがな | 利用者№6 | ふりがな |
| 氏名 | 氏名 |
| 利用者№3 | ふりがな | 利用者№7 | ふりがな |
| 氏名 | 氏名 |
| 利用者№4 | ふりがな | 利用者№8 | ふりがな |
| 氏名 | 氏名 |
| 利用者№5 | ふりがな | 利用者№9 | ふりがな |
| 氏名 | 氏名 |

第2号様式（第２条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号

**大和市屋内こども広場利用者登録決定通知書**

　**□多目的室用**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 決定日　20　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 大和市屋内こども広場の利用者登録申請について、登録を決定しましたので通知します。但し、大和市屋内こども広場条例又は大和市屋内こども広場条例施行規則に違反した時や、管理上支障があると判断した時は登録を取り消す場合があります。や　ま　と　み　ら　い　大和市屋内こども広場　館長　印 |

　1　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に、大和市文化創造拠点指定管理者やまとみらいに審査請求をすることができます。

2　この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に、大和市文化創造拠点指定管理者やまとみらいを被告として処分の取消訴訟を提起することができます。

■問い合わせ先

**大和市文化創造拠点指定管理者やまとみらい　　大和市屋内こども広場　　ＴＥＬ（046）259-7592**